

## 「第44回全国中学生人権作文コンテスト」島根県大会実施要領

### 1 主 催

松江地方法務局、島根県人権擁護委員連合会

### 2 後 援 (予定)

島根県教育委員会、山陰中央新報社、日本海テレビ、B S S山陰放送、N H K松江放送局、T S Kさんいん中央テレビ (順不同)

### 3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

### 4 応募規定

#### (1) 対象

ア 島根県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学生に準ずる生徒

なお、国外にある日本国内の中学校と同等の教育を行う日本人学校等に在学する生徒から応募があった場合の取扱いについては、松江地方法務局と法務省人権擁護局との間で協議する。

#### (2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

#### (3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

#### (4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも

可とする。

## 5 応募方法及び推薦方法

### (1) 応募方法

各学校において、応募のあった作文を取りまとめの上、別紙様式「学校応募票」とともに、別紙「作文送付先一覧表」に掲げた該当の法務局宛て送付する。

なお、応募期限は令和7年9月12日（金）とする。

### (2) 推薦方法

松江地方法務局人権擁護課、各支局及び各人権擁護委員協議会は、審査を行った上で、その代表作文を島根県大会に推薦する。

#### ア 推薦基準

推薦作文数は、応募数に応じて次のとおりとする。

|                  |     |
|------------------|-----|
| 500編未満の場合        | 5編  |
| 500編以上 600編未満の場合 | 6編  |
| 600編以上 700編未満の場合 | 7編  |
| 700編以上 800編未満の場合 | 8編  |
| 800編以上 900編未満の場合 | 9編  |
| 900編以上の場合        | 10編 |

#### イ 推薦期限

令和7年10月16日（木）

## 6 島根県大会審査会

### (1) 審査日（予定）

令和7年11月7日（金）

### (2) 審査員

主催者が選出する。

## 7 表彰等

### (1) 入賞発表の日（予定）

令和7年11月26日（水）

### (2) 表彰（予定）

- 最優秀賞【松江地方法務局長賞】（1編）
- 特別優秀賞【島根県人権擁護委員連合会長賞】（1編）
- 山陰中央新報社賞（1編）
- 優秀賞（3編）

- 佳 作 (15編程度)
- 奨 励 賞 (若干編)
- (3) 副賞等 (予定)  
上記 (2) の各賞受賞者に対して記念品を贈呈するほか、応募者全員に参加賞を贈呈するので、応募者については、各応募校において把握すること。
- (4) 表彰日 (予定)  
令和7年12月中

## 8 中央大会への推薦等

- (1) 松江地方法務局及び島根県人権擁護委員連合会は、島根県大会における総応募作文数に応じて、代表作文を法務省及び全国人権擁護委員連合会が主催する中央大会に推薦する。  
ただし、総応募作文数が7,000編未満の場合、最優秀賞【松江地方法務局長賞】を受賞した作文を推薦する。
- (2) 感謝状  
以下の中学校等に対しては、中央大会主催者から感謝状を贈呈する。
  - ア 中央大会推薦作文の応募者が在学する中学校等
  - イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

## 9 その他

- (1) 応募作文は、未発表のものに限る。
- (2) 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。
- (3) 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。
- (4) 応募作文は、返却しない。
- (5) 応募作文の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。
- (6) 上記7(2)の佳作以上の入賞作文については、応募者の学校名、学年、氏名（下記(9)の場合を除く。）、応募作文の題名及び作文の内容を松江地方法務局ホームページ及び広島法務局 YouTube チャンネルに掲載するとともに、報道機関に対する報道依頼等により公表するほか、作文の内容を「全国中学生人権作文コンテスト島根県大会作文集」に収録し、広く啓発用として一般に配布する。
- (7) 中央大会への推薦作文については、応募者の学校名、学年、氏名及び応募

作文の題名を法務省ホームページにおいて公表（下記(9)の場合を除く。）するとともに、法務事務次官賞以上を受賞した作文については同ホームページ及び法務省が作成する作文集等の冊子においてその内容を公表する。また、その他の推薦作文の内容についても、同様に公表することがある。さらに、当該公表作文について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。

なお、作文の公表に当たっては、その趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

- (8) 法務省は、上記(6)の公表作文について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。
- (9) 作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき、「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。

別紙

## 作文送付先一覧表

| 学校の所在地                    | 送付先              | 住所及び電話番号   |
|---------------------------|------------------|--|
| 松江市・安来市                   | 松江地方法務局<br>人権擁護課 | 〒690-0886<br>松江市母衣町50番地<br>TEL(0852)32-4260      |
| 出雲市・大田市<br>雲南市・仁多郡<br>飯石郡 | 松江地方法務局<br>出雲支局  | 〒693-0028<br>出雲市塩冶善行町13番地3<br>TEL(0853)20-7732   |
| 浜田市・江津市<br>邑智郡            | 松江地方法務局<br>浜田支局  | 〒697-0026<br>浜田市田町116番地1<br>TEL(0855)22-0959     |
| 益田市・鹿足郡                   | 松江地方法務局<br>益田支局  | 〒698-0027<br>益田市あけぼの東町4番地6<br>TEL(0856)22-0429   |
| 隠岐郡                       | 松江地方法務局<br>西郷支局  | 〒685-0016<br>隠岐郡隠岐の島町城北町55番地<br>TEL(08512)2-0240 |

## 「第44回全国中学生人権作文コンテスト」島根県大会

## 学 校 応 募 票

|      |  |
|------|--|
| 学校名  |  |
| 電話番号 |  |
| 担当者名 |  |

|  |   |
|--|---|
| 全校生徒数  | 名 |
| 総応募生徒数<br>※人権作文を書いた全生徒数                              | 名 |
| 送付作文数<br>※法務局へ送付する作文数<br>※送付作文数と総応募生徒数が同数の場合、本欄は記入不要 | 編 |